

新				旧											
(P.3)				(P.3)											
内子町歴史の風致維持向上計画策定委員会（～H30.8.31） 内子町歴史の風致維持向上計画推進協議会（H30.9.1～）名簿				内子町歴史の風致維持向上計画策定委員会（～H30.8.31） 内子町歴史の風致維持向上計画推進協議会（H30.9.1～）名簿											
学識経験者	所属	役職等	備考	学識経験者	所属	役職等	備考								
	國學院大學	教授 西村 幸夫	◎会長		國學院大學	教授 西村 幸夫	◎会長								
	岡山理科大学	教授 江面 嗣人			岡山理科大学	教授 江面 嗣人									
	國學院大學	教授 米田 誠司			國學院大學	教授 米田 誠司									
関係団体	内子町文化財保護審議会	会長	○副会長	関係団体	内子町文化財保護審議会	会長	○副会長								
	内子町郷土研究会	会長			関係団体	内子町郷土研究会	会長								
	内子町景観まちづくり評議員会	会長				関係団体	内子町景観まちづくり評議員会	会長							
	内子町観光協会	会長					関係団体	内子町観光協会	会長						
	内子町商工会	会長						関係団体	内子町商工会	副会長					
	内子町商工会女性部	部長							関係団体	内子町商工会女性部	部長				
	八日市護国地区町並保存会	幹事								関係団体	八日市護国地区町並保存会	幹事			
	内子まちづくり商店街協同組合	理事									関係団体	内子まちづくり商店街協同組合	理事		
	内子自治センター管内自治会連絡会	会長										関係団体	内子自治センター管内自治会連絡会	会長	
	五十崎自治センター管内自治会連絡会	会長											関係団体	五十崎自治センター管内自治会連絡会	会長
小田自治センター管内自治会連絡会	会長			関係団体	小田自治センター管内自治会連絡会	会長									
機関	愛媛県大洲土木事務所	所長		機関	愛媛県大洲土木事務所	所長									
	愛媛県教育委員会文化財保護課	主幹			機関	愛媛県教育委員会文化財保護課	主幹								
	四国地方整備局建設部	都市調整官	※オブザーバー			機関	四国地方整備局建設部	都市調整官	※オブザーバー						
<input type="checkbox"/> 内子町 副町長 教育委員会教育長 教育委員会自治・学習課長 建設デザイン課長 町並・地域振興課長 総務課政策課整班長  <input type="checkbox"/> 事務局 町並・地域振興課				<input type="checkbox"/> 内子町 副町長 教育委員会教育長 教育委員会自治・学習課長 建設デザイン課長 町並・地域振興課長 総務課政策課整班長  <input type="checkbox"/> 事務局 町並・地域振興課											
令和4年3月24日現在				令和3年3月2日現在											
uchiko_historical_scenic_area_plan **** 003				uchiko_historical_scenic_area_plan **** 003											

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(P.32)</p> <p>4. 文化財の分布状況</p> <p>(1) 指定等文化財の分布状況</p> <p>内子町には、令和4年(2022)3月24日現在で、合計119件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が5件、国選定地区が1件、国登録有形文化財が10件、県指定文化財が7件、町指定文化財が96件となっている。</p> <p style="text-align: center;">文化財の種別指定等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">有形文化財</th> <th colspan="2">民俗文化財</th> <th colspan="2">記念物</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>建造物</th> <th>絵画</th> <th>彫刻</th> <th>工芸品</th> <th>書画</th> <th>古文書</th> <th>考古資料</th> <th>歴史資料</th> <th>無形文化財</th> <th>有形の民俗文化財</th> <th>無形の民俗文化財</th> <th>遺跡</th> <th>名勝地</th> <th>動物・植物・地質・地産品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>国選定</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>町指定</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>39</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>国登録</td> <td>10</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>44</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">文化財の分布状況図(広域)</p> <p>032 ■■■ uchiko_historical_scenic_area_plan</p>		有形文化財							民俗文化財		記念物		計	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書画	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地	動物・植物・地質・地産品	国指定	4									1					5	国選定	1														1	県指定			1								1				5	町指定	3	3	9	2		2	1	9	1	12	6	8	1	39	96	国登録	10														10	計	18	3	10	2	0	2	1	9	1	13	7	8	1	44	119	<p>(P.32)</p> <p>4. 文化財の分布状況</p> <p>(1) 指定等文化財の分布状況</p> <p>内子町には、令和3年(2021)3月2日現在で、合計118件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が5件、国選定地区が1件、国登録有形文化財が9件、県指定文化財が7件、町指定文化財が96件となっている。</p> <p style="text-align: center;">文化財の種別指定等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">有形文化財</th> <th colspan="2">民俗文化財</th> <th colspan="2">記念物</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>建造物</th> <th>絵画</th> <th>彫刻</th> <th>工芸品</th> <th>書画</th> <th>古文書</th> <th>考古資料</th> <th>歴史資料</th> <th>無形文化財</th> <th>有形の民俗文化財</th> <th>無形の民俗文化財</th> <th>遺跡</th> <th>名勝地</th> <th>動物・植物・地質・地産品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>国選定</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>町指定</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>39</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>国登録</td> <td>9</td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>44</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">文化財の分布状況図(広域)</p> <p>032 ■■■ uchiko_historical_scenic_area_plan</p>		有形文化財							民俗文化財		記念物		計	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書画	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地	動物・植物・地質・地産品	国指定	4									1					5	国選定	1														1	県指定			1								1				5	町指定	3	3	9	2		2	1	9	1	12	6	8	1	39	96	国登録	9														9	計	17	3	10	2	0	2	1	9	1	13	7	8	1	44	118
		有形文化財							民俗文化財		記念物			計																																																																																																																																																																																																																																									
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書画	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地		動物・植物・地質・地産品																																																																																																																																																																																																																																								
国指定	4									1					5																																																																																																																																																																																																																																								
国選定	1														1																																																																																																																																																																																																																																								
県指定			1								1				5																																																																																																																																																																																																																																								
町指定	3	3	9	2		2	1	9	1	12	6	8	1	39	96																																																																																																																																																																																																																																								
国登録	10														10																																																																																																																																																																																																																																								
計	18	3	10	2	0	2	1	9	1	13	7	8	1	44	119																																																																																																																																																																																																																																								
	有形文化財							民俗文化財		記念物		計																																																																																																																																																																																																																																											
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書画	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財		遺跡	名勝地	動物・植物・地質・地産品																																																																																																																																																																																																																																								
国指定	4									1					5																																																																																																																																																																																																																																								
国選定	1														1																																																																																																																																																																																																																																								
県指定			1								1				5																																																																																																																																																																																																																																								
町指定	3	3	9	2		2	1	9	1	12	6	8	1	39	96																																																																																																																																																																																																																																								
国登録	9														9																																																																																																																																																																																																																																								
計	17	3	10	2	0	2	1	9	1	13	7	8	1	44	118																																																																																																																																																																																																																																								

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.40)</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8</p> <p>【弓削神社の境内】(記念物(名勝)、内子・石畳地区)★ 石畳東地区の標高約410mに位置する。応永3年(1396)創建と伝わり、天照大神を主神として、ほかに七神を祀る。境内にはシイなどの大木が生い茂り社叢を形成。境内への入り口には農業用水を兼ねたため池があり、屋根付きの太鼓橋が架かっている。</p> <p>【上立山のハゼノキ群落】(天然記念物、内子・立川地区) 立川地区上立山にある「ハゼノキ群落」。おおよそ25本が残る。内子で木蠹生産が行われていたころ、原料となる櫨の栽培と実の収穫は主に山間部の村々の農閑期の副業として行われていた。立川地区でも古くから行われており、上立山では明治期から昭和20年(1945)ごろまで収穫されていた。かつては同様の「ハゼノキ群」が町内に多く存在したが、製蠹業の衰退とともに伐採が進み、現在では数カ所を残すのみとなっている。製蠹業で栄えた往時をしのぼせる、貴重な遺産である。</p> <p>他、天然記念物は、「高屋のハゼノキ群落」(内子・長田地区)、「中川三島神社の兄弟カヤ」(小田・中川地区)★、「愛宕の大ヒノキ」(小田地区)★などがある。</p> <p>(5) 回登録文化財 国の登録有形文化財は建造物が10件ある。</p> <p>【都築酒店店舗及び母屋】(登録有形文化財(建造物)、小田地区)★ 小田地区の小田中央商店街内に位置する。初代当主・都築九平によって明治20年(1887)に建築された。木造二階建、瓦葺、建築面積121.5㎡で、街路に面して建ち、大戸口の建具や軒受けもよく残っており、屋内には箱階段を備えている。2階街路側の半分に手すりをつけて開放的な造りとし、2階高を高く取るなど、明治期の店舗兼住宅の好例として、平成15年(2003)に登録有形文化財(建造物)となった。</p> <p>【論田の西井出堰】(登録有形文化財(建造物)、内子・論田地区)★ 麓川にある農業用取水を目的とした22カ所の堰の一つ。下流から7番目にあり、松ノ木地区の水田、約49,000㎡の取水を担っており、22カ所の堰の中で最も大きな灌漑面積を抱える。築造年は定かではないが、その伝統的な工法などから江戸後期と考えられている。規模は長さ30m、高さ3.3m。地域の農耕の歴史を語る遺産として、平成18年(2006)に登録有形文化財(建造物)となった。</p> <p>040 === uchiko_historical_scenic_area_plan</p>	<p>(P.40)</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8</p> <p>【弓削神社の境内】(記念物(名勝)、内子・石畳地区)★ 石畳東地区の標高約410mに位置する。応永3年(1396)創建と伝わり、天照大神を主神として、ほかに七神を祀る。境内にはシイなどの大木が生い茂り社叢を形成。境内への入り口には農業用水を兼ねたため池があり、屋根付きの太鼓橋が架かっている。</p> <p>【上立山のハゼノキ群落】(天然記念物、内子・立川地区) 立川地区上立山にある「ハゼノキ群落」。おおよそ25本が残る。内子で木蠹生産が行われていたころ、原料となる櫨の栽培と実の収穫は主に山間部の村々の農閑期の副業として行われていた。立川地区でも古くから行われており、上立山では明治期から昭和20年(1945)ごろまで収穫されていた。かつては同様の「ハゼノキ群」が町内に多く存在したが、製蠹業の衰退とともに伐採が進み、現在では数カ所を残すのみとなっている。製蠹業で栄えた往時をしのぼせる、貴重な遺産である。</p> <p>他、天然記念物は、「高屋のハゼノキ群落」(内子・長田地区)、「中川三島神社の兄弟カヤ」(小田・中川地区)★、「愛宕の大ヒノキ」(小田地区)★などがある。</p> <p>(5) 回登録文化財 国の登録有形文化財は建造物が9件ある。</p> <p>【都築酒店店舗及び母屋】(登録有形文化財(建造物)、小田地区)★ 小田地区の小田中央商店街内に位置する。初代当主・都築九平によって明治20年(1887)に建築された。木造二階建、瓦葺、建築面積121.5㎡で、街路に面して建ち、大戸口の建具や軒受けもよく残っており、屋内には箱階段を備えている。2階街路側の半分に手すりをつけて開放的な造りとし、2階高を高く取るなど、明治期の店舗兼住宅の好例として、平成15年(2003)に登録有形文化財(建造物)となった。</p> <p>【論田の西井出堰】(登録有形文化財(建造物)、内子・論田地区)★ 麓川にある農業用取水を目的とした22カ所の堰の一つ。下流から7番目にあり、松ノ木地区の水田、約49,000㎡の取水を担っており、22カ所の堰の中で最も大きな灌漑面積を抱える。築造年は定かではないが、その伝統的な工法などから江戸後期と考えられている。規模は長さ30m、高さ3.3m。地域の農耕の歴史を語る遺産として、平成18年(2006)に登録有形文化財(建造物)となった。</p> <p>040 === uchiko_historical_scenic_area_plan</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.42)</p> <p>1 大正から昭和初期にかけて新たに開発された高岡町に興行施設の一つとして建築された建物で、内子町の近代的な発展の代表的な施設の一つとして価値が高い。また、地方都市における近代の興行施設建築の一つとして歴史的価値があるとして平成25年(2013)に登録有形文化財となった。</p> <p>2 <b>【旧二宮製材事務所所兼主屋】(登録有形文化財(建造物)、小田地区)★</b> 昭和17年(1942)建築の林家の町家。通りに東面する入母屋造平入椽瓦葺。北に土間、南は東半を一堂の事務所、西半は三室続きの座敷とする。二階は建ちを押さえつつ四方に出桁で軒を持ち出し、豪壮にみせる。令和3年10月14日に登録有形文化財となった。</p> <p>3  旧二宮製材事務所所兼主屋</p> <p>4 (6) 指定文化財・登録文化財以外の主な文化財 内子町では、未指定の文化財についても、地域の歴史や文化を伝える「地域遺産」のことを広く「文化遺産」と表し、風土に息づく文化遺産、歴史を伝える文化遺産、技術を伝える文化遺産、美術品などの暮らしを彩る文化遺産として、平成27年(2015)発行の『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ文化編』において紹介している。主なものは次のとおりである。</p> <p>5 <b>【高橋邸】(内子・中央地区)★</b> 「日本のビール王」と呼ばれる高橋龍太郎の生家である。約800坪の敷地の前面に、丸石を使った石垣と土塀が築かれ、正面に木造平屋建、瓦葺の母屋、左に木造二階建、瓦屋根の離れが建つ。建築年代は昭和初期とされる。部屋の配置や窓の取り方など、各所に大工や左官の伝統的な技と工夫を見ることができる。</p> <p>6  高橋邸</p> <p>7 <b>【栗田家住宅】(五十崎・天神地区)★</b> 栗田家は平岡村の庄屋を務めた家で、当家に伝わる日記等によると建築は明治29年(1896)。愛媛県内屈指の農家建築であり、明治期から大正期にかけての豪農の屋敷構えを良好に残し、当時の暮らしぶりを今に伝える、貴重な建築物である。「千俵蔵」と呼ばれたレンガ積の腰壁の米蔵が同時期に建築されている。長州大工の夫婦が住み込みで建てたと伝わる。</p> <p>8  栗田家住宅</p> <p>9 <b>【村上家住宅】(五十崎・天神地区)★</b> 明治・大正期に製糖業で財を成した村上家。当家の記録によると大正13年(1924)、当主・村上孫吉の時に上棟した。孫吉は進歩的な人物で、村上家住宅は伝統的な間取りをもとに居住性の向上を考慮した造りになっており、大正末期の農村における近代和風住宅の好例と評されている。</p> <p> 村上家住宅</p> <p>042 === uchiko_historical_scenic_area_plan</p>	<p>(P.42)</p> <p>1 大正から昭和初期にかけて新たに開発された高岡町に興行施設の一つとして建築された建物で、内子町の近代的な発展の代表的な施設の一つとして価値が高い。また、地方都市における近代の興行施設建築の一つとして歴史的価値があるとして平成25年(2013)に登録有形文化財となった。</p> <p>2 (6) 指定文化財・登録文化財以外の主な文化財 内子町では、未指定の文化財についても、地域の歴史や文化を伝える「地域遺産」のことを広く「文化遺産」と表し、風土に息づく文化遺産、歴史を伝える文化遺産、技術を伝える文化遺産、美術品などの暮らしを彩る文化遺産として、平成27年(2015)発行の『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ文化編』において紹介している。主なものは次のとおりである。</p> <p>3 <b>【高橋邸】(内子・中央地区)★</b> 「日本のビール王」と呼ばれる高橋龍太郎の生家である。約800坪の敷地の前面に、丸石を使った石垣と土塀が築かれ、正面に木造平屋建、瓦葺の母屋、左に木造二階建、瓦屋根の離れが建つ。建築年代は昭和初期とされる。部屋の配置や窓の取り方など、各所に大工や左官の伝統的な技と工夫を見ることができる。</p> <p>4  高橋邸</p> <p>5 <b>【栗田家住宅】(五十崎・天神地区)★</b> 栗田家は平岡村の庄屋を務めた家で、当家に伝わる日記等によると建築は明治29年(1896)。愛媛県内屈指の農家建築であり、明治期から大正期にかけての豪農の屋敷構えを良好に残し、当時の暮らしぶりを今に伝える、貴重な建築物である。「千俵蔵」と呼ばれたレンガ積の腰壁の米蔵が同時期に建築されている。長州大工の夫婦が住み込みで建てたと伝わる。</p> <p>6  栗田家住宅</p> <p>7 <b>【村上家住宅】(五十崎・天神地区)★</b> 明治・大正期に製糖業で財を成した村上家。当家の記録によると大正13年(1924)、当主・村上孫吉の時に上棟した。孫吉は進歩的な人物で、村上家住宅は伝統的な間取りをもとに居住性の向上を考慮した造りになっており、大正末期の農村における近代和風住宅の好例と評されている。</p> <p>8  村上家住宅</p> <p>042 === uchiko_historical_scenic_area_plan</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.111)</p> <p>ロ、旧二宮製材所事務所兼主屋            昭和17年(1942)に町内の大工・上田春吉・静哉親子によって建てられた。二宮家は二宮木材株式会社として昭和の終わりころまで小田地区の材木業を担った会社である。主屋の真間一帯が工場で、かなりの量を扱っていた。それもあって、小田深山のケヤキ、マツ材などの良材が使われた重厚な造りとなっている。</p> <p>ハ、旧土居家住宅            小田地区日野川の庄屋だった土居家が昭和初期頃から住み、長く書店を営んだ。主屋は木造地上2階、地下1階、桁行6間、梁間8間の入母屋造。奥に蔵が2棟ある。主屋の上棟は大正14年(1925)で、屋根裏に残されている上棟時に使われた破魔矢に記されている。廊下の板材には幅広のケヤキが使われている。</p> <p>ニ、とぼしが森三島神社            永禄11年(1568)、曾根城主、曾根宣高が大三島の大山祇神社から大山横命、高麗神、雷公神を勧請して創立。明治8年(1875)に郷社に列格された。当時の広瀬郷大瀬村他8カ村の総鎮守。現在の社殿は、平成2年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、明治33年(1900)、宮司であった大本惣右衛門の父で棟梁の新五郎によって改築された。本殿及び拝殿は平成8年(1996)に町の有形文化財に指定。脇瀧子には長州大工の銘もある。昭和11年(1936)『郷土誌大瀬村』によると小田深山材が使われた。</p> <p>②製材所・材木店            製材所や木材店は、明治後期に見られはじめ、昭和期に入り木材ブームによって創業が増えた。流通形態は時代時代に変遷を遂げた</p>    <p>uchiko_historical_scenic_area_plan ■■■ 111</p>	<p>(P.111)</p> <p>ロ、旧二宮家住宅            昭和22年(1947)頃に町内の大工・上田春吉・静哉親子によって建てられた。二宮家は二宮木材株式会社として昭和の終わりころまで小田地区の材木業を担った会社である。主屋の真間一帯が工場で、かなりの量を扱っていた。それもあって、小田深山のケヤキ、マツ材などの良材が使われた重厚な造りとなっている。</p> <p>ハ、旧土居家住宅            小田地区日野川の庄屋だった土居家が昭和初期頃から住み、長く書店を営んだ。主屋は木造地上2階、地下1階、桁行6間、梁間8間の入母屋造。奥に蔵が2棟ある。主屋の上棟は大正14年(1925)で、屋根裏に残されている上棟時に使われた破魔矢に記されている。廊下の板材には幅広のケヤキが使われている。</p> <p>ニ、とぼしが森三島神社            永禄11年(1568)、曾根城主、曾根宣高が大三島の大山祇神社から大山横命、高麗神、雷公神を勧請して創立。明治8年(1875)に郷社に列格された。当時の広瀬郷大瀬村他8カ村の総鎮守。現在の社殿は、平成2年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、明治33年(1900)、宮司であった大本惣右衛門の父で棟梁の新五郎によって改築された。本殿及び拝殿は平成8年(1996)に町の有形文化財に指定。脇瀧子には長州大工の銘もある。昭和11年(1936)『郷土誌大瀬村』によると小田深山材が使われた。</p> <p>②製材所・材木店            製材所や木材店は、明治後期に見られはじめ、昭和期に入り木材ブームによって創業が増えた。流通形態は時代時代に変遷を遂げた</p>    <p>uchiko_historical_scenic_area_plan ■■■ 111</p>

# 新

# 旧

(P.115)

(P.115)

## 2 関連する活動

### (1) 小田地区における林業

#### ①小田地区の林業

小田地区の林野は、東部を占める仁淀川流域の小田深山と、中・北部を占める小田川流域沿いからなる。前者が国有林であるのに対して、後者は民有林であり、小田地区の林野所有形態ははっきりと地域的に二分されている。

小田地区の林業は小田深山の林産資源の開発がその先駆をなし、藩政期以降明治期に至るまで、カエデ、カツラ、ブナなどの広葉樹、モミ、ツガなどの針葉樹が、トロッコや森林鉄道等で小田深山から搬出されていた。搬出された木材は大半が小田川沿いに運ばれており、それらが地元小田地区の明治20年(1887)築の都築酒店や大正期の旧土居家住宅、昭和に入ってから昭和11年(1936)に再建された中川三島神社や昭和17年(1942)築の旧二宮製材所事務所兼主屋、また小田川流域である大瀬地区の明治33年(1900)築のとぼしが森三島神社などにも使われている。民家や商家ではマツの大黒柱やケヤキの巨樹の一枚板など贅沢な意匠を見ることができる。

これらケヤキの巨樹の一枚板の床の間や建具、マツ材の大黒柱は、旧二宮製材所事務所兼主屋のような小田地区に限らず、大瀬地区の明智醸造主屋や内子地区の芳我家の主屋などにも見られ、大半がこの小田深山からのものと言われている。明治以降の建物で、製蠶や製紙、養蚕、林業など、産業で栄えた重伝建地区の家等の重厚で意匠の凝った建物に見られるのが特徴である。

また一方、小田川沿いの民有林は大正年間まで雑木林が多く、焼畑によるとうもろこしなどの自給作物や三椏、榎などの換金作物栽培が盛んであった。また雑木は製炭原木として使われ、クスギ炭や雑炭を生産し、内子・



一枚板のケヤキが使われた引き戸



手入れの行き届いた林



小田原木市場



## 2 関連する活動

### (1) 小田地区における林業

#### ①小田地区の林業

小田地区の林野は、東部を占める仁淀川流域の小田深山と、中・北部を占める小田川流域沿いからなる。前者が国有林であるのに対して、後者は民有林であり、小田地区の林野所有形態ははっきりと地域的に二分されている。

小田地区の林業は小田深山の林産資源の開発がその先駆をなし、藩政期以降明治期に至るまで、カエデ、カツラ、ブナなどの広葉樹、モミ、ツガなどの針葉樹が、トロッコや森林鉄道等で小田深山から搬出されていた。搬出された木材は大半が小田川沿いに運ばれており、それらが地元小田地区の明治20年(1887)築の都築酒店や大正期の旧土居家住宅、昭和に入ってから昭和11年(1936)に再建された中川三島神社や昭和22年(1947)築の旧二宮家住宅、また小田川流域である大瀬地区の明治33年(1900)築のとぼしが森三島神社などにも使われている。民家や商家ではマツの大黒柱やケヤキの巨樹の一枚板など贅沢な意匠を見ることができる。

これらケヤキの巨樹の一枚板の床の間や建具、マツ材の大黒柱は、旧二宮家住宅のような小田地区に限らず、大瀬地区の明智醸造主屋や内子地区の芳我家の主屋などにも見られ、大半がこの小田深山からのものと言われている。明治以降の建物で、製蠶や製紙、養蚕、林業など、産業で栄えた重伝建地区の家等の重厚で意匠の凝った建物に見られるのが特徴である。

また一方、小田川沿いの民有林は大正年間まで雑木林が多く、焼畑によるとうもろこしなどの自給作物や三椏、榎などの換金作物栽培が盛んであった。また雑木は製炭原木として使われ、クスギ炭や雑炭を生産し、内子・



一枚板のケヤキが使われた引き戸



手入れの行き届いた林



小田原木市場



■新旧対照表

新	旧
<p>(P.173)</p> <p>物館ボランティア（学芸サポーター等）やガイド、語り部などの育成を推進する。ひいては周知・教育等のための教材・資料等の整備や連携へつなげる。</p> <p>(5) 住民参加の歴史まちづくりに関する方針</p> <p>住民が歴史まちづくりに参加できるように、まちなかに議論を行う場や気軽に集まれる拠点づくりについて、歴史的建造物の活用も含めて整備を図る。また住民や地元企業、大学や専門家などと連携し、まちづくりに関する資料や職人技術・歴史資源など集積機能を併せ持つ組織の確立や、それらによる人材育成、地域住民の意識醸成を推進する。</p> <p>4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制</p> <p>本計画の推進体制については、町並・地域振興課を事務局とし、庁内推進体制を構築するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。</p> <p>また、必要に応じて、本町の都市計画や景観まちづくり、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。</p> <p>uchiko_historical_scenic_area_plan ■■■ 173</p>	<p>(P.173)</p> <p>物館ボランティア（学芸サポーター等）やガイド、語り部などの育成を推進する。ひいては周知・教育等のための教材・資料等の整備や連携へつなげる。</p> <p>(5) 住民参加の歴史まちづくりに関する方針</p> <p>住民が歴史まちづくりに参加できるように、まちなかに議論を行う場や気軽に集まれる拠点づくりについて、歴史的建造物の活用も含めて整備を図る。また住民や地元企業、大学や専門家などと連携し、まちづくりに関する資料や職人技術・歴史資源など集積機能を併せ持つ組織の確立や、それらによる人材育成、地域住民の意識醸成を推進する。</p> <p>4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制</p> <p>本計画の推進体制については、町並・地域振興課を事務局とし、庁内推進体制を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。</p> <p>また、必要に応じて、本町の都市計画や景観まちづくり、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。</p> <p>uchiko_historical_scenic_area_plan ■■■ 173</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.191)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>1. 町全体に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</p> <p>本町には、国指定（選定）文化財6件、県指定文化財7件、町指定文化財96件の合計109件の有形・無形の文化財と、10件の登録有形文化財（建造物）が所在している。</p> <p>これらの指定等文化財については、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言等を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定の文化財も数多く存在することから、地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。</p> <p>また県指定文化財のうち5件、町指定文化財のうち40件を天然記念物が占め、人里離れた山間部に位置するものも多い。今後、過疎化等の進行によって将来的な管理が困難になると予測され、農村景観の保全も含め、地域住民による文化財パトロールの体制を整備しつつ現状把握に努め、担い手育成を図っていく。文化財及びその周辺環境についても都市計画行政や歴史まちづくり行政等との連携を図り、一体的に保全・整備を推進していく。</p> <p>有形文化財の修理等の際には、これまでの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業等により受け継がれてきた職人の技術を活かし、さらには活躍の場や仕事のフィールドの</p> <p>拡充により技術の継承を図る。伝統行事等についても、地域において活動している各種団体の発表の場の提供や担い手の育成などを支援していく。</p> <p>調査研究については専門家や大学等と連携して充実を図り、周知・啓発については、企画展や講座の開催、学校教育や社会教育分野における郷土学習の充実・展開等を目指す。さらに文化財等の保存・活用に関わる団体の活性化や地域住民の参加促進のため、相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。</p> <p>その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。</p> <p>(2) 文化財の修理（整備）に関する方針</p> <p>有形文化財は、台風等の外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。</p> <p>日頃の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。</p> <p>また文化財の修理（整備）にあたっては、文化財の価値を維持するため、本芳我家住宅などの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業の実績や経験を活かし、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基</p> <p style="text-align: right;">uchiko_historical_scenic_area_plan ■■■ 191</p>	<p>(P.191)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>1. 町全体に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</p> <p>本町には、国指定（選定）文化財6件、県指定文化財7件、町指定文化財96件の合計109件の有形・無形の文化財と、9件の登録有形文化財（建造物）が所在している。</p> <p>これらの指定等文化財については、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言等を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定の文化財も数多く存在することから、地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。</p> <p>また県指定文化財のうち5件、町指定文化財のうち40件を天然記念物が占め、人里離れた山間部に位置するものも多い。今後、過疎化等の進行によって将来的な管理が困難になると予測され、農村景観の保全も含め、地域住民による文化財パトロールの体制を整備しつつ現状把握に努め、担い手育成を図っていく。文化財及びその周辺環境についても都市計画行政や歴史まちづくり行政等との連携を図り、一体的に保全・整備を推進していく。</p> <p>有形文化財の修理等の際には、これまでの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業等により受け継がれてきた職人の技術を活かし、さらには活躍の場や仕事のフィールドの</p> <p>拡充により技術の継承を図る。伝統行事等についても、地域において活動している各種団体の発表の場の提供や担い手の育成などを支援していく。</p> <p>調査研究については専門家や大学等と連携して充実を図り、周知・啓発については、企画展や講座の開催、学校教育や社会教育分野における郷土学習の充実・展開等を目指す。さらに文化財等の保存・活用に関わる団体の活性化や地域住民の参加促進のため、相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。</p> <p>その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。</p> <p>(2) 文化財の修理（整備）に関する方針</p> <p>有形文化財は、台風等の外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。</p> <p>日頃の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。</p> <p>また文化財の修理（整備）にあたっては、文化財の価値を維持するため、本芳我家住宅などの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業の実績や経験を活かし、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基</p> <p style="text-align: right;">uchiko_historical_scenic_area_plan ■■■ 191</p>

■新旧対照表

新	旧																
<p>(P.208)</p> <p>2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>内子町、所有者</td> </tr> <tr> <td>事業手法</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和2年度～令和10年度</td> </tr> </table> <p>事業位置</p> <p>□対象地域：重点区域全域</p>  <p>事業概要</p> <p>重点区域内で、重伝建地区などの歴史的建造物周辺や沿道等のトータルデザインを検討し、外観の修景や街路灯・小公園等の環境整備等を進める。</p> <p>軸：景観デザインの方向性例 * 笹飾り：みんなが好きな遊空間づくり*</p>  <p>軸としての軸をはっきりさせるため、路上に掛かる街灯、電線、看板の調整</p> <p>建物デザインは周囲との調和、歴史の尊重、軸との関係性を重視。</p> <p>軸と異なる高さの看板・広告などは道路に水平なものの中に、そっくりする軸を立てたときに情報が認識しにくい。</p> <p>イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美しい遊空間が人のふるまいを促す。</li> <li>民地を借りて、街灯や路上機器の他にベンチやパーアーケードなどをしつらる。数2枚程度の公共空間を通り沿いに展開。</li> </ul> <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>歴史資源を活かしたトータルデザインにより魅力的な空間を創出し、歴史的建造物引き立てることで、特に在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致等の中心市街地の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	事業名	2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備	事業主体	内子町、所有者	事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業	事業期間	令和2年度～令和10年度	<p>(P.208)</p> <p>2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>内子町、所有者</td> </tr> <tr> <td>事業手法</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和2年度～令和10年度</td> </tr> </table> <p>事業位置</p> <p>□対象地域：重点区域全域</p>  <p>事業概要</p> <p>重点区域内で、重伝建地区などの歴史的建造物周辺や沿道等のトータルデザインを検討し、外観の修景や街灯等の環境整備等を進める。</p> <p>軸：景観デザインの方向性例 * 笹飾り：みんなが好きな遊空間づくり*</p>  <p>軸としての軸をはっきりさせるため、路上に掛かる街灯、電線、看板の調整</p> <p>建物デザインは周囲との調和、歴史の尊重、軸との関係性を重視。</p> <p>軸と異なる高さの看板・広告などは道路に水平なものの中に、そっくりする軸を立てたときに情報が認識しにくい。</p> <p>イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美しい遊空間が人のふるまいを促す。</li> <li>民地を借りて、街灯や路上機器の他にベンチやパーアーケードなどをしつらる。数2枚程度の公共空間を通り沿いに展開。</li> </ul> <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>歴史資源を活かしたトータルデザインにより魅力的な空間を創出し、歴史的建造物引き立てることで、特に在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致等の中心市街地の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	事業名	2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備	事業主体	内子町、所有者	事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業	事業期間	令和2年度～令和10年度
事業名	2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備																
事業主体	内子町、所有者																
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業																
事業期間	令和2年度～令和10年度																
事業名	2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備																
事業主体	内子町、所有者																
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業																
事業期間	令和2年度～令和10年度																

■新旧対照表

新						旧					
(P.223)						(P.223)					
番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致	番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
15	商いと暮らし博物館（歴史民俗資料館） 	内子	内子町	東：江戸後期 西：明治43年	1-5)	15	商いと暮らし博物館（歴史民俗資料館） 	内子	内子町	東：江戸後期 西：明治43年	1-5)
16	高橋邸 	内子	内子町	昭和初期	1-5)	16	高橋邸 	内子	内子町	昭和初期	1-5)
17	宇都宮家住宅 	内子	個人	大正期	1-5)	17	宇都宮家住宅 	内子	個人	大正期	1-5)
18	旧森家住宅（歴史的風致形成建造物 R3.3.10） 	内子	個人	江戸後期	1-5)	18	森家住宅 	内子	個人	江戸後期	1-5)

■新旧対照表

新						旧					
(P.225)						(P.225)					
番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致	番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
23	村上家住宅 	平岡	個人	大正13年上棟	1-5)	23	村上家住宅 	平岡	個人	大正13年上棟	1-5)
24	旧二宮製材所事務所兼主屋(登録有形文化財) 	小田	内子町	昭和17年	2	24	旧二宮家住宅 	小田	内子町	昭和22年	2
25	旧土居家住宅 	小田	個人	大正期	2	25	旧土居家住宅 	小田	個人	大正期	2
26	大瀬の館 	大瀬中央	内子町	明治中期	4	26	大瀬の館 	大瀬中央	内子町	明治中期	4

uchiko\_historical\_scenic\_area\_plan ■■■ 225

uchiko\_historical\_scenic\_area\_plan ■■■ 225